

依存症支援 Web 広告業務委託に係る
公募型プロポーザル（書類選考）募集要項

令和 6 年 4 月

山梨県福祉保健部 健康増進課

1 実施の目的

依存症は適切な治療と支援により、回復可能な疾患であるにも拘わらず、自己責任という偏見や「否認の病」という疾患特性から支援につながりづらい現状があることから、容易に情報を入手しやすいインターネットの検索エンジンや Web ページ等への広告を活用し、ゲーム・ネットに関する適正利用を含めた依存症に関する正しい知識の普及と支援情報を発信することを目的とする。

2 業務概要等

- (1) 委託業務名称
依存症支援 Web 広告業務
- (2) 業務内容
別添「依存症支援 Web 広告業務企画提案仕様書」(以下「仕様書」という。)による。(採用された企画提案に基づき、業務内容は適宜調整する。)
- (3) 委託料上限額
金 1, 8 4 5, 8 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)
ただし、上記のうち広告出稿費については 5 5 0, 0 0 0 円以上 (消費税及び地方消費税を含む。)とし、実費精算とする。
- (4) 契約期間
契約を締結した日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

3 企画提案に係る日程

- | | |
|--------------|----------------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和 6 年 4 月 2 5 日 (木) |
| (2) 質問受付期限 | 令和 6 年 5 月 9 日 (木) |
| (3) 質問回答 | 令和 6 年 5 月 1 4 日 (火) |
| (4) 企画書の提出期限 | 令和 6 年 5 月 2 1 日 (火) |
| (5) 審査 | 令和 6 年 5 月 2 4 日 (金) |

4 企画提案への参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 2 2 年政令第 1 6 号) 第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められる者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成 1 4 年法律第 1 5 4 号) に基づき更正手続開始の申し立て、又は民事再生法 (平成 1 1 年法律第 2 2 5 号) に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者 (更正手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員 (以下「暴力団員」という。) 又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) インターネット広告を熟知する等、本業務を適切に履行できる者であること。
- (6) 業務と類似する契約 (インターネットによる PR・広告・普及啓発の業務) の十分な履行実績・

経験を有していること。具体的には、令和3年4月1日から企画書の提出の日までにおいて、国または地方公共団体から受託した本業務と類似する契約の履行実績を1件以上有する者であること。

5 企画提案に係る事務局

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館1階

山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

電話 055-223-1495

電子メール kenko-zsn@pref.yamanashi.lg.jp

6 企画提案に係る質問について

- (1) 受付期限 令和6年5月9日（木）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 電子メールとする。
件名を「依存症支援 Web 広告業務企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
- (4) 提出書類 質問書（様式1）
- (5) その他 質問に対する回答は、令和6年5月14日（火）までに山梨県福祉保健部健康増進課ホームページ (<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/index.html>) に掲載する。

7 企画書の提出について

- (1) 提出期限 令和6年5月21日（火）午後5時（必着）
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (4) 提出書類 企画提案書
- (5) 提案数 1者1案とする。
- (6) 提出部数 5部（A4判） 正本1部、副本4部
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。
- (7) その他 郵送により企画書を受け付けた場合には、事務局から電話での確認の連絡を行うので、郵送後3営業日以内に連絡がない場合には事務局に問い合わせること。
提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。
提出書類については、依存症支援 Web 広告業務委託に係る企画提案書作成要領のとおりとする。

8 審査方法・基準

審査にあたってはプレゼンテーションを行わず、提出された企画提案書の内容において審査する。

- (1) 審査方法・基準
 - ①審査は、本県職員から構成される企画提案審査委員会が行う。
 - ②企画提案の評価項目と各項目に対する評点は、採点表のとおりとし、評価の得点が最も高い

者を契約締結候補者として選定する。

- ③得点が同一の場合は、審査項目「アウトプット達成の実現性」の得点が最も高い提案者を選定する。
- ④総得点が1位であっても、仕様書に沿わない場合や得点が著しく低い審査項目がある場合は契約締結候補者に選定しないことがある。

9 審査結果の通知

- (1) 審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により通知する。
- (2) 企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画書を提出しないとき
- ③同一人が二件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関してその他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

10 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合もある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続を行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

11 その他

- (1) 提出された企画書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (2) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (3) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。

依存症支援 Web 広告業務委託企画提案公募採点表

【採点基準】

5：特に優れている

4：優れている

3：標準

2：やや劣っている

1：特に劣っている

※配点が10点の項目は5を標準として、1点単位で評価する。

No.	項目	詳細	配点 25点満点
1	業務遂行能力	類似業務の受託実績があり、本業務の遂行に有益な知見、ノウハウを有していると判断できるか。	5
2	実施体制	事業実施にあたり、実施体制と管理体制が整っており、事業を効果的に実施・管理運用できる体制か。	5
3	アウトプット達成の実現性	依存症に関する正しい知識の普及と支援情報を発信するという目的を理解し、関連ページへのクリック数を増やすという企画となっているか。	10
4	見積書	委託費総額、人件費等は妥当か。積算根拠は妥当か。	5